

## 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、相模原市契約規則(平成4年相模原市規則第9号)第3条の3

第1項の規定により競争入札参加資格者名簿に登載した者(以下「有資格業者」という。)に対する指名停止等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1から別表第4までの各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、指名停止を行ったときは、一般競争入札又は指名競争入札を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を参加させてはならない。
- 3 市長は、前項の規定により、指名競争入札において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 4 市長は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となつた有資格業者を契約の相手方としてはならず、当該落札決定については、取り消すものとする。
- 5 指名停止の期間が、競争入札参加者名簿の登載期間を超える場合においても、指名停止の効力は存続するものとする。

### (下請負人に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになつたときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

### (共同企業体に関する指名停止)

第4条 市長は、第2条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員(明らかに当該指名停止について、責めを負わないと認められる者を除く。)について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 市長は、第2条第1項又は前項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって、それぞれ指名停止の期間とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときにおける指名停止の期間は、それぞれ別表各号に定める期間の2倍(当該期間の2倍が36か月を超える場合は36か月)とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間(指名停止の期間中を含む。)に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号、第2号又は第3号から第6号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号、第2号又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。

3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2分の1まで短縮することができる。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による期間を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該期間の2倍(当該期間の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。

5 市長は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、前各項及び次条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第6条 市長は、第2条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不

正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、指名停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について別表第2第3号又は第5号に該当したとき。 それぞれ当該各号に定める期間の2倍の期間
- (2) 別表第2第3号から第6号までに該当する有資格業者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。 それぞれ当該各号に定める期間の2倍の期間
- (3) 別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があったとき。 それぞれ当該各号に定める期間の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第4号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。 それぞれ当該各号に定める期間に1月を加算した期間
- (5) 本市職員又は他の公共機関の職員が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する競売入札妨害罪若しくは同条第2項に規定する談合罪の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。 それぞれ当該各号に定める期間に1月を加算した期間  
(指名停止決定)

第7条 市長は、第2条第1項、第3条又は第4条の規定による指名停止の措置及び第5条又は前条の指名停止期間については、相模原市競争入札参加者選定委員会設置要綱(令和3年4月1日施行)に基づく競争入札参加者選定委員会(以下「競争入札参加者選定委員会」という。)の意見を聴いて決定するものとする。ただし、緊急を要するものと認めるときは、委員長の意見を聴いて決定するもの

とする。

(指名停止等の通知)

第8条 市長は、第2条第1項、第3条若しくは第4条の規定により指名停止を行い、第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更し、若しくは同条第6項の規定により指名停止を解除し、又は第2条第3項の規定により指名を取り消し、若しくは同条第4項の規定により落札決定を取り消したときは、当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により指名停止の通知をする場合において、当該指名停止の事由が本市の発注した契約に関するものであるときは、必要に応じ、改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 市長は、指名停止の期間中の有資格業者又は当該有資格業者を含む共同企業体を随意契約の相手方としてはならない。ただし、当該有資格業者又は当該共同企業体を随意契約の相手方とするやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定により随意契約を締結する場合は、競争入札参加者選定委員会の意見を聴いて決定するものとする。

(下請等の禁止)

第10条 市長は、原則として、指名停止の期間中の有資格業者が本市の契約に係る工事の全部若しくは一部を下請けし、又は受諾することを承認しないものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第11条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(指名停止等の公表)

第12条 市長は、第2条、第3条又は第4条の規定により指名停止を行ったときは、当該有資格業者の名称、指名停止期間及び理由等を速やかに公表するものとする。第5条第5項の規定により指名停止の期間を変更したとき又は同条第6項の規定により指名停止を解除したときも同様とする。

(工事事故等の報告)

第13条 有資格業者は、別表各号に定める措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに文書により市長に報告しなければならない。

2 工事担当課長等は、別表各号に定める措置要件に該当すると思われる工事事故等を知った場合は、速やかに工事事故等発生報告書により契約課長に報告するものとする。

(業務委託、物件納入業者等の指名停止)

第14条 業務委託、物件納入業者等の指名停止については、この要綱の規定を準用する。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 相模原市指名競争入札参加資格者指名停止基準要綱(昭和52年6月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前に生じた指名停止の事由に係る指名停止等の運用については、なお従前の例による。
- 4 この要綱の施行前に改正前の第3項第1号イに規定する完成検査評価を受けた者については、改正後の別表第1第2項第2号に規定するD評価を受けた者とみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に生じた指名停止の事由に係る指名停止等の運用については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に生じた指名停止の事由に係る指名停止等の運用については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この要綱の施行の日以後に有資格業者によって行われた行為等について適用する。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第5号及び第6号の規定は、この要綱の施行の日以後に公告し、又は通知する契約について適用し、同日前に公告し、又は通知する契約については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第7号及び第9号の規定は、この要綱の施行の日以後に公告し、又は通知する契約について適用し、同日前に公告し、又は通知する契約については、なお従前の例による。

## 附 則

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年12月25日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。  
(罰則の適用等に関する経過措置)
- 2 この要綱の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行後にした行為に対して、他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この

項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

別表第1 契約違反及び事故等に基づく措置基準

号	区分	措置要件	期間
1	虚偽記載	本市発注の工事、製造の請負等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月
2	粗雑工事等	本市発注工事(以下「市工事」という。)の施工において、工事完成監督検査報告書の総合評点がア又はイに該当するとき。 ア F評価 イ E評価	3か月 1か月
3		本市発注工事以外の工事(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたときで、欠陥が重大であると認められるとき。	1か月
4	契約違反	市工事の施工に当たり、契約に違反し、工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3か月
5		市工事の施工に当たり、次のいずれかに該当するとき。 ア 有資格業者の責めによる契約の履行遅滞により違約金の請求がなされたとき。 イ 有資格業者の責めによる契約不履行により契約の解除がなされたとき。	1か月 6か月
6	公契約条例に係る違反	相模原市公契約条例(平成23年相模原市条例第29号。以下「公契約条例」という。)第6条第1号に規定する対象工事請負契約及び同条第2号に規定する対象業務委託契約の履行に当たり、	

		<p>次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 公契約条例第10条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>イ 公契約条例第8条第8号の規定に基づき契約において定められた是正の措置を講じず、若しくは報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p>	6か月
7	安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故	<p>市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>ア 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 負傷者又は損害を生じさせたとき。</p>	<p>3か月</p> <p>1か月</p>
8		一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1か月
9	安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故	<p>市工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>ア 死亡者を生じさせたとき。</p> <p>イ 負傷者を生じさせたとき。</p>	<p>3か月</p> <p>1か月</p>
10		一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	1か月

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

号	区分	措置要件	期間
1	贈賄	<p>次に掲げる者が、本市職員に対して行った贈賄の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等(有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。)をいう。以下同じ。)</p> <p>イ 一般役員等(有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表するもので、アに掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。)</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げるもの以外のもの(以下「使用人」という。以下同じ。)</p>	24か月 18か月 12か月
2		<p>次に掲げる者が、本市以外の公共機関の職員に対する贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	12か月 9か月 6か月
3	独占禁止法違反行為	市工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条1号に違反し、工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	12か月
4		業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6か月

5	競売入札妨害及び談合行為	市工事に関し、次に掲げる者が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	12か月 6か月
6		業務に関し、次に掲げる者が競売入札妨害又は入札談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	6か月 3か月
7	不当労働行為	労働委員会又は裁判所において不当労働行為があったと認定され、その効力が確定したとき。	1か月
8	建設業法違反行為	市工事に関し、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6か月
9		業務に関し、建設業法の規定に違反し、工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3か月
10	不正又は不誠実な行為	別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、市工事の施工に関し、又は業務に関し法令に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、工事請負等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	3か月
11		別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、一般工事の施工に関し、又は業務に関し法令に違反するなど不正又は不誠実な行為をし、工事請負等の契約の相手方として不適切であると認められるとき。	1か月

12	前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事請負等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1か月
----	--	-----

別表第3 暴力団等の排除に基づく措置基準

号	区分	措置要件	期間
	暴力団等	神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、次の各号のいずれかに該当すると認められるとき。	
1		有資格業者である個人が相模原市暴力団排除条例(平成23年条例第31号。以下「市排除条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等であると認められるとき、又は有資格業者である法人等が同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であると認められるとき。	12か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
2		有資格業者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県排除条例」という。)第23条第1項に違反したと認められるとき。	6か月
3		有資格業者が、県排除条例第23条第2項に違反したと認められるとき。	6か月
4		有資格業者が市排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであると認められるとき。	3か月を経過し、かつ、改善されたと認められる日まで
5		不当介入を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく、本市又は警察に通報しなかつたと認められるとき。	3か月

別表第4 その他の事項に基づく措置基準

号	区分	措置要件	期間
1	経営不振	銀行取引停止となるなど経営不振に陥り、工事請負契約等の相手方として不適当であると認められるとき。	経営安定と認められる日まで